

## 株式会社 栄協 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月1日～平成35年3月31日までの4年7か月間

### 2. 内容

目標1：平成32年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 平成30年10月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成31年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成32年 4月～ ノー残業デーの実施

管理職への研修・報告（毎月）及び社内広報誌による社員への周知

目標2：平成32年1月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

#### <対策>

- 平成30年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年 1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成31年 2月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成32年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始